

平成29年大網白里市議会第4回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成29年12月13日（水曜日）午前10時開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

加藤岡 美佐子	委員 長	小金井 勉	副委員 長
蛭 田 公二郎	委 員	秋 葉 好 美	委 員
堀 本 孝 雄	委 員	宮 間 文 夫	委 員

出席説明員

市 民 課 長	小 川 丈 夫	市 民 課 副 課 長	山 本 敬 行
市 民 課 副 主 幹 兼 国 保 年 金 班 長	飯 倉 正 人	高 齢 者 支 援 課 長	町 山 繁 雄
高 齢 者 支 援 課 副 課 長	大 塚 隆 一	高 齢 者 支 援 課 主 査 兼 高 齢 者 支 援 班 長	戸 田 久 子
高 齢 者 支 援 課 主 査 兼 介 護 班 長	鈴 木 理 一	高 齢 者 支 援 課 幹 副 主 査	岡 澤 祥 子
国 保 大 網 病 院 事 務 長	酒 井 総	国 保 大 網 病 院 副 事 務 長 兼 管 理 班 長	古 川 正 樹

事務局職員出席者

議会事務局長	安 川 一 省	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與 志 秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託）の審査について

- ・ 陳情第 6号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情
- ・ 陳情第 7号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情
- ・ 陳情第 8号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める陳情
- ・ 陳情第 9号 大網白里市における、受動喫煙防止対策に関する陳情
- ・ 陳情第10号 受動喫煙防止対策についての陳情
- ・ 陳情第12号 生活保護の生活扶助について「級地」を廃止する意見書を国に提出することを求める陳情
- ・ 陳情第14号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書を政府に提出することを求める陳情

(2) 付託議案の審査について

- ・ 議案第 3号 平成29年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算
- ・ 議案第 4号 平成29年度大網白里市介護保険特別会計補正予算
- ・ 議案第 7号 平成29年度大網白里市病院事業会計補正予算
- ・ 議案第10号 大網白里市老人福祉センターの指定管理者の指定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（小金井 勉副委員長） ただいまより文教福祉常任委員会を開会いたします。

（午前10時29分）

◎委員長挨拶

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 本日の出席委員は6名ですので、委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、当委員会に付託となった陳情7件の審査を行いたいと思います。審査の関連のある陳情第6号、7号、9号、10号を先に行い、その後、陳情第8号、12号、14号の順で審査を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、そのようにいたします。

◎陳情第6号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 最初に、陳情第6号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほども申し上げましたけれども、各地に今まで、陳情などをして、各自治体から意見書を上げるという動きがあり、私も先ほど申し上げましたように、国際的な動き、しかし、そうした国際的な動きに見合っていない今の政府の状況を見ると、本当に子どもたちの健康を守る、あるいは従業員の皆さんの健康を守るということから考えれば、意見書を上げるということと同時に、先ほど申し上げたように、お隣の千葉市なんかでも、やはり条例を独自に制定しようと、こういう動きもあるわけで、私はやはり、積極的に受動喫煙防止については、本市でも条例化を目指すと、そして、県に対しても意見書を上げると、こういう方向にしていきたいというふうに思いますので、陳情については賛成した

いと思います。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 今日、説明者の2人とも、県のほうと、市独自のほうで条例化ということで、内容的には趣旨は同じだと思いますけれども、本当に今、受動喫煙というものに対して、世間も非常に内容的には、喫煙者にとっても、そこら辺はかなり浸透しながら、皆様に配慮しながら喫煙しているという内容だと思います、今の現状。

しかしながら、今、国のほうで法律的に、受動喫煙に対しての内容を今精査しておりますので、これで都市部に関しても、千葉市は、その内容に関しましては、採択をされたようですよね。条例化に向けて、今後動いていくでしょう。東京都も、これからオリンピック開催都市ですので、千葉市も、競技の場所になるわけですから、その辺に向けては、私も本当によくわかります。受動喫煙に関しましては。

しかしながら、地方においては、さまざまな内容が、この条例化をしますと、さまざまな内容で困惑する。飲食店や、大網駅もターミナル駅なので、駅も茂原、東金の方々も利用されるわけですよね。独自の条例化といいますが、なかなかその辺で市民の困惑も招きかねない現状になろうかと思います。

それに加えて、一番、本当に今やるべき、自治体としてやるべきことは、まずは我々がきちんと受動喫煙に対する重要性と喫煙者のマナー、また、それを啓発する行政側の内容は、啓発をして、周知をするということが、一番先ではないのかと、私自身はそう考えます。

だから、今の内容を踏まえまして、今日、お二人の説明の中で、おっしゃっていることは、我々も十二分にわかります。私も喫煙者です。本当に個々に、受動喫煙に関しては、マナーを重視して、周りの方にご迷惑を与えては絶対にいけないと思います。

そういうことから、この地方の市町村で独自に条例化をするということは、さまざまな困惑を招きかねないと思いますので、今回、この趣旨はよくわかります。本当に、説明者の中で、趣旨はよくわかりますけれども、私は今回のことを採択するのは、この場で言わせてもらいますけれども、ちょっとしかねます。これは賛否両論あると思います。確かに、おっしゃっていることは本当によくわかります。ですので、ご理解を多少なりといただければありがたいなと思います。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 私も、小金井委員の、説明の方が、お二人の説明が、本当に、健康的な部分にとっては、もうそのとおりだと思いますし、ゆくゆくは、本当にそういう状況になってくるとは思いますが、やはり啓発だったり、そういうマナーだったり、そういったところ

から、まずは入っていてもいいのかなと思っております。

いずれにしても、ここへ来て、東京オリパラの件もありますので、かなり周りが、相当そういう方向性にはなってきておりますので、そういったものを勘案しながら、国の施策を見ながら、私も動向を見ながらではないのかなと、そのような思いはいたします。

本当に説明された内容は重々わかっておりますので、本当に健康のためにはそのとおりですから、その動向を見ながら、決めさせていただければなと思っております。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 皆さん、意見が出尽くしたようでございますので、採決に入りたいと思いますけれども、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成少数となりますので、不採択です。

◎陳情第7号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、陳情第7号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りをしてございますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第7号について、ご意見、討論などございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 6号、7号とも趣旨は同じですね。ただ、今、話したように、6号は、本市が条例を制定する、7号は受動喫煙防止の条例制定を千葉県に求めると、こういうことですね。

内容については、私も先ほど申し上げたことなんですけれども、どこが今、分かっているかという、今回、そのほかに2つの関連の陳情が出ていますけれども、事業者の善意に任せるとか、取り組みに任せるとか、それから、一定の表示をするとか、それから一定の規模以下のところはだめだとか、いろいろ意見があると思うんですけれども、恐らく、大体、今、世界の流れとしては、室内禁煙、分煙とか先ほどもありましたけれども、分煙といっても、やっぱり限界があるわけですよね。室内禁煙にするかどうか、これは政府も分

煙の法案提出を見合わせましたけれども、しかし、政府の議論の中でも、やはり今のよう
な表示だとかいうところでは、やはり分煙は、これはもう守れないとということで、受動
喫煙を守れないかと、こういう意見が厚生労働省なんかでは大半なんですよね。しかし、
法案を提出できないのには、いろいろな思惑があつて提出しないんだと思うんですけれど
も、やっぱり、室内禁煙、ここをきちんとしないことには、受動喫煙は、被害は免れない
という、そののところが私はきちんとすべきだというふうに思いますね。

そういう立場からも改めて、そういうしっかりした条例を千葉県にも求めていきたいとい
うふうに思います。

○副委員長（小金井 勉副委員長） これも先ほどと、6号と趣旨は同じですけども、県条
例をつくってほしいということですよ、しっかりと。これも、県のほうも、さっき言っ
たように、国の動向をしっかりと法律として見きわめた上で、条例化をきちんと内容的にす
る方向性は持っていると思います。

何にしても、国での法律化ということが先に来るのではないかと。先ほど言いましたよう
に、東京都とか千葉市とか、都市部ではもう、開催都市ですね、これはもちろん、それ
に対しての内容づけは条例化して、きちんとつくらなきゃいけませんけれども、だからこそ、
やっぱり県も本当に悩んでいると思うんですよ、県のほうも。

その兼ね合いがありますので、何にしても、先ほどの意見と同じになりますけれども、国
の動向を注視して、それからとなろうかと思えます。

意見は以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 意見も出尽くしたようですので、討論はございませんか。

○堀本孝雄委員 私もよく昔は吸っていたものですから、よくわかるんですよ。これについ
ては、趣味嗜好、相当今の時代には、相当分煙化、ないし、喫煙者の方も相当気を使って、
環境も含めて、自分の健康も含めて、ここ二、三年、相当よくなったと思っておりますよね。

これをまた、法律で、これをだめだというふうなものかかなものかというのは、私は本
当に感じるころなんです。これは喫煙者が自分の健康を含めて、また、周りの環境を含
めて、それこそしっかり、これからは徐々に、そういうことを本当に自分たちは悪いと思
えば、禁煙していったりするような状況にしてもらうのが一番いいんじゃないのかなと。
これを法律でだめだよというのは、結構弊害があるんじゃないのかなというふうな感じが
します。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 意見が出尽くしたようでございますので、陳情第7号を採

択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 挙手少数です。

不採択となります。

◎陳情第9号 大網白里市における、受動喫煙防止対策に関する陳情

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、陳情第9号 大網白里市における、受動喫煙防止対策に関する陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第9号について、ご意見及び討論はございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほど申し上げましたように、6号、7号は受動喫煙防止を求めると、9号、10号は、陳情者がたばこ商業組合から出ているように、そういう事業者から出ているということで、私は、先ほど申し上げました趣旨から言って、これには反対をいたします。

陳情趣旨、9号、10号、大体同じですけれども、国の議論結果をスムーズに導入することを優先するというふうに書いてありますね。国の議論を踏まえてということではなく、国の議論結果を、ということは国の結果を待って、そこを優先すべきだということなんです。先ほど申しましたように、国のほうは、この受動喫煙に対して今どうかというと、さまざま議論あるけれども、なかなかもう1ピースまで行っていないと。

それから、どういう議論があるかということ、先ほど言いましたように、一定の規模以下のところは、もう認めるというような、そういう議論もあるわけですね。そうすると、いつできるのか、あるいは国が一定の結論が出ても、それが本当に受動喫煙の防止につながるようなものなのかどうかということとはわからないわけですね。

そういう点では、私、先ほど申し上げましたような、国民の、市民の健康を守るという立場から、きちんとした受動喫煙の防止対策をつくるということからすると、国の結論を待って、これを優先することには反対です。きちんとしたものをつくる必要があると。

この説明の中でも、二重政策を導入するとかということが、それから、いろいろ私たちとしても取り組みをやっていると、ステッカーを張ったり、それから店頭表示をやったりというようなこと、そういう取り組み自体は非常に結構なんですけど、果たしてその取り組みで受動喫煙を防止できるかということ、そうじゃないと、こういう表示だとかいうことでは、

受動喫煙は防止できないということだからこそ、今、議論になっているんだと思うんですよ、取り組んでいることは非常に結構だと思いますけれども。

それと、過度な禁煙は売り上げにも影響しますと言っているんだけど、これは厚生労働省の国会なんかの答弁を見ると、受動喫煙を防止したことによって、どれだけ売り上げが減りますかといったら、もう9割方、そのことによる影響はないということで、厚生労働省が国会で明らかにしていますね。

だから、売り上げに影響するかなと思っているのかもしれないけれども、国のデータなんかでも、これはそうじゃないというふうに言っているわけで、むしろ、受動喫煙をきちんとしたほうが、売り上げがよくなっているという結果もあるわけです。

そういうデータがあるんですね。そのことによって、売り上げに影響するからという、これもいかなものなのかなというふうに思います。

そういう点からして、私はこの、しばらく待っていても、それから、国の結果を優先してという、そういう陳情には賛成できないということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 先ほど来、条例云々とかいろいろとお話が出ていますけれども、やはりこれは、個人が体に害になるんだよというような、個人個人がその意識に立たなければ、幾ら条例をつくったとしても、やはり個人のマナーだったり、そういうものが発しなければ、大変これは問題ではないかなと思うんですね。個人個人の意識をやっぱり持っていかなければ、条例云々って、確かにそうだと思いますけれども、国も本当に施策でどんどん進めているのは間違いないので、まずは個人においてどうなのか、また、たばこ業界においても、本当に、そこまでやられてしまったら、本当に大変な思いになってしまうんですよという方も聞かれておりますので、双方の側のことも配慮しながらやっていかなければならないのかなと。その一番大もとというのは、個人じゃないのかなと私は思うんですけれどもね、その辺はいかなのでしょうか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 意見も出尽くしたようでございますので、陳情第9号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成多数ですね。

採択となります。

では、以上で、陳情第9号の審査を終わります。

◎陳情第10号 受動喫煙防止対策についての陳情

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 10号、受動喫煙防止対策についての陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情の内容につきましては、既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第10号について、ご意見、討論などございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 もう先ほど申し上げたので、特にそれ以上のことはないんですが、参考に、売りに影響するということの関係で、これは政府の、厚生労働委員会で、政府の参考人がこういうことを紹介していたので、紹介しますが、愛知県が飲食店の状況について、取り組んだ調査では、自主的に全面禁煙した1,163店舗のうち、96パーセントの1,118店舗は、売りが上がった、または変わらないと回答し、売りが減ったと答えたのは4パーセントになっている。

それから、大阪府が行った調査では、自主的に、終日全面禁煙としている飲食店226店舗のうち、売りが減ったと回答したのは8パーセントということで、この禁煙が売りに影響していないという調査結果も、政府の、厚生労働委員会の資料でもあるということをご紹介したいと思います。

以上でございます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、ご意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、お諮りいたします。

陳情第10号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成多数です。

採択となります。

以上で、陳情第10号の審査を終わります。

◎陳情第8号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める陳情

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、陳情第8号 障害児者の「くらしの場」の拡充を求める陳情について審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第8号について、ご意見、討論などございませんか。

小金井委員。

○副委員長（小金井 勉副委員長） これは、前回も、前々回も、9月議会でしたっけ、そのときに取り下げ、そのときは蛭田委員が紹介議員だったと思いますけれども、取り下げの内容については、蛭田議員が一番ご存知だと私は思いますけれども、内容を見ますと、何も、ほとんど変わりのない、それでその取り下げた理由については、蛭田議員もご承知ですよ。

○蛭田公二郎委員 はい。

○副委員長（小金井 勉副委員長） どういうことなのか、そのときに、もう少し内容を精査して、内容的に、これは議事録残っていると思うんですけれども、私もそれ全部言うわけにはいきませんが、今、ご承知ですよ、それは。それで、今回、ほとんど内容的に変わっていないことを、また出されましたよね。

今回は請願でなく陳情ですけども、蛭田議員はこれに対してどう思いますか。

○蛭田公二郎委員 これ、私、前回の委員会ときに申し上げたんです。議事録にも残っていると思いますけれども、私は紹介議員になって、請願を出した、その内容について、委員会での議事録、請願者に見ていただいて、それを踏まえて、改めて、請願者としては、出し直したいということだったので、私も、この間の委員会ときに申し上げましたけれども、どこが変わったかということ、要するに、議論の中では、3項の請願項目のうちで、2項と3項が整合性がないじゃないかということ、どこがということ、実はここが変わったんですが、3項の障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援することと。

その前に、3の前に、前項を達成するためということで、要するに、1とか2、それをやるために、障害者予算を大幅に増やせというのは、2番目で、入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任でやると、国の責任でやると言いつつ、それは、そのために地方に対する

関係予算を増やせというのは、これは国にお願いして、国がやることだったら、完全に予算を、障害者関連予算を増やすこと、地方公共団体に出すことないじゃないかと、国がやるのであれば、というような議論があったんです。

わかりますかね、その2番目のところで、こういう施策については国がやれと。だから、そのために、予算を増やせというのは、これは整合性がないじゃないかということだったんですね。だから、私、前回のときも申し上げましたように、そここのところは切り離して、2番と3番は全く切り離して、障害者の予算自体を十分でないということから、これを財政的にもっと財政支援しろということで、1、2と切り離して、3番は3番で予算を増やせということであれば、ここはもう整合性がとれないということにならないということ、私はそういう趣旨で請願者が出し直しますよという話を前回のときにしたんです。

まさにそのとおり、今回、請願者が、そここのところを変えて出したということです。今回、請願じゃなくて陳情にしたのは、ご本人があちらこちらの、恐らく請願なり陳情なりを出したんでしょうけれども、ご本人、私もご本人は初めて会って、知らなかったんですけれども、電話の相手だったので、障害を持った方で、3歳のときから障害で、ずっと車椅子なんです。お話しするのも、私もいろいろ話、ご本人に会って話したら、半分ぐらいしかわからないような、そういう状況の中で話されている方で、とても、陳情書なり請願書を直接持って来られないということであったのですが、熱意があって、何とでもということ、今回、電動車椅子で幕張のほうからお越しになったんですね。

それで、ここの庁舎はエレベーターがないものですから、事務局に、1階までご足労いただいて、それで陳情書を見せて、郵送では陳情は審議になりませんから、ご本人が直接お越しただいてということで、今回はその部分だけ、3番の部分だけ直して、そして、ご本人の陳情ということで出したということです。

○堀本孝雄委員 この前もそうですけれども、もう少し、これ、漠然として、私自身は障害者の暮らしの拡充を求めると、総枠では本当に賛成なんです。賛成なんですけれども、もう少し、これは漠然とし過ぎていて、予算が相当なものが必要な予算もあるわけだし、具体的に、これだけの団体がある中で、こういう形で、先ほど、一つの例を出しましたけれども、具体的に、こういう文言で、こういうものが必要だというような形が出たら、非常に具体性があるんじゃないかと思うんですが、漠然とただ、障害者の予算を拡充しろといっても、やっぱり財政のあれもあるし、なかなかみんなの同意を求められても、非常に難しいと思うんですけれども、どうなんでしょうか、その辺は。

私は、具体的にこういう形で、これだけの団体、身体障害者だとか知的障害者、それなりに、本当に、今現在の予算の中で、それ以外にまだ必要なものというのが当然あると思うんですよ。そういう個々のあれというのは積み重ねで、こういうふうな陳情にしていって、みんな賛成するんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうかね。

○副委員長（小金井 勉副委員長） この間、この経緯というのが前々回ですか、継続審査になった、その意見理由もきちんと述べている中で、蛭田さんも、同じような言葉を言っていますけれども、その継続審査理由については、きちんと我々も言っているわけですよ。きちんと、今、本市においても、山武地域においても、46事業所あるわけですよ、事業所が。整備されているわけですよ、きちんと。

そこにおいて、国において、財政が困難なところがあるわけじゃないですか。いろいろな内情を踏まえた中で、もう少し具体的な内容を精査をしてくれということをお伝えしてありますよね、私どもは。そこにかかわらず、同じ趣旨というか文言を、そこで継続審査になって、最終的には取り下げたわけですよ、提出者が。そこをもう少しご理解いただいて、全然蛭田さんのおっしゃっていることも変わらないし、だから、同じ場面に、これ、また繰り返したのかなと、私はそう感じます。

以上です。

○蛭田公二郎委員 これは9月議会で委員会やったときに、私が申し上げたんですけども、請願者はあくまでも、この請願をぜひ皆さんに理解していただいて、それで、しかし、いろいろな議論もあって、結局そこが皆さんに理解できなかったということであれば、この委員会での議論を踏まえて、それで、あのまま出すわけにはいかないから、一旦取り下げて、そして出し直しますということで、請願者はそういう思いでいますよということを、この間私も委員会でお話した。

では、どこが変わるのか、私は前回の議論の中の一番の問題は、先ほど申しあげましたように、2番と3番は整合性がないんじゃないということが、最大の論点だったというのを覚えているんですよ。実は、委員会での議論を、議事録をコピーして、ご本人に渡して、やはり一番問題になった2番と3番に整合性がないというところについては、これは整合性をとれるようにするためには、1と2の関連を、これを取り外して、3番は3番として独立して、各自治体に対する障害者予算をもっと、国の予算を増やすよということであれば、これは別に、1と2を実現するために3番の予算ということではなくて、3番は3番で独立してということであれば、それは問題ないと、恐らく皆さんが理解してくれる

んじゃないでしょうかということ、そこのところで見直したということなんですね。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 3番に関しても、だから、これは障害者福祉サービス、公費負担ですか、に関しては、基本的に国が2分の1、县市町村が4分の1となっていますよね。平成18年の障害者総合支援法の施行以来、この障害者福祉サービスの拡充に関しては、大幅に増額していますよね。

これは、そういう施策も一つはご存知でしょうけれども、現実的な話、知っていますよね。1番、2番もこれはありますけれども、暮らしの場、さっき言ったように、山武地域内に46事業所あって、本市にも17事業所がございますよね。

それから、その議論をした中で、最終的に、また同じようなやりとりになったんですよ。言っていることが、全部説明もして、議論も出尽くして、結局、最後には取り下げますよと言っているわけじゃないですか。そこにおいて今、堀本委員のほうからもおっしゃられたように、新たな、具体的な内容が私には見つからないと思います、今の時点で。

○蛭田公二郎委員 私、前の議論で、どこが議論になったかという、一番の議論は、そうですよ、議事録を見てもらえばわかりますけれども。

○堀本孝雄委員 これは特に、文教福祉の委員の人たちは、みんなこの陳情については、逆に言えば賛成したいんですよ。賛成したいんですけども、だけども、結局、その裏づけになるものが必要なわけでしょう、一般的に、財政的に大幅に増加とか何かするといっても、それは豊富な財源があって、何でもできるんだったらいいけれども、だけども、議員として責任のある立場からすれば、先ほど言った部門、部門で、こういうものはぜひ福祉の面で必要だとか何だというのが、具体的にあれば、より賛成しやすいという、そういうあれがあると思うんです。ただやみくもに、これは障害者という、増額しろというような形になると、なかなか、逆にこれが不採択になると、理解ないんじゃないかと思われること自体が不本意なんですよ、実際に私。だから、もう少し具体的に。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 小金井委員。

○副委員長（小金井 勉副委員長） だから、もう一回言います。私も趣旨に関してどうの、反対理由は一切ございません。ただ、今のこの内容を、その前の同じ内容を出された中で、議論しました、継続審査になりました、取り下げましたという経緯があります。その中で、また変わっていない内容、それを皆様、そのときにも議事録を見ればわかると思いますけれども、具体的な内容づけをして、きちんとまた精査をしてもう一回出すなら出してくれという、簡単には言えば、そういう結果になったと思うんですよ。これは蛭田

さんをご存知ですよ。だからということです。

○蛭田公二郎委員　そういう趣旨なんです、私。

○副委員長（小金井 勉副委員長）　反対したわけじゃないですよ。この趣旨には反対したわけじゃないですけども、ただ、この議論というものは一旦やりましたという。

○蛭田公二郎委員　やりました。かなりの部分は、2と3の整合性の問題だということですよ。だから、そこは議事録を見て、陳情者がその部分を、整合性をただして、もう言葉の上ではわずかかもしれないけれども、そこはもう切り離して、出し直したということなんですよ、陳情者が。だから、それをもって判断していただくしかないと思うんです。

○秋葉好美委員　先ほど小金井委員が言ったように、国も全国的に整備を進めていて、決して反対しているわけではないと思うんですね。山武地域においても、官民挙げて、積極的に取り組んでいるわけですから、この意見書に対しては、必要性はちょっと低いのかなという感じがあるんですね。

あと、先ほど堀本委員が言ったように、やはり医療とか高齢者だとか子育てをはじめ、社会保障の各分野の財源がこの課題になっているんじゃないかなと思うわけなんですよ。そういった意味で、障害者支援に対する大幅な増額というのは、非常に困難なのかなというふうにも考えられますよね。

○堀本孝雄委員　蛭田さん、これ、この文書の中で判断しろということですか、今回は。

○蛭田公二郎委員　そうですね。

○堀本孝雄委員　今回はというよりも、それしかないですよ。

もうそれ以外何もないということでしょう。

○蛭田公二郎委員　資料としては、陳情者から、こういう資料が出たとか、出てきているというのは今のところないので、この間のときに、付随した資料、1番と2番の項目の中身はこういうものですよみたいな図が入った資料がありましたけれども、それ以上の資料は今回は出てきておりませんし、それから、予算についても、どれだけ国の予算を出してほしいのかとか、今、どれだけ少ないのかというようなことも、陳情者から出てきているわけではないので、とにかく陳情者は、今の予算では、国の予算では十分とはいえない、こういうふうに思っているの、増額してくれということなんですよ。

私がこの中身がどうだという資料も持ち合わせていませんので、陳情者はそう考えて、国に対する陳情をしているということなんです。

○堀本孝雄委員 蛭田さん、この各団体含めて、この代表の方から、一応そういう面の話もよく聞いたということで。こういう障害者予算を含めて、とてもじゃないけれども、今の現状としては、各自治体含めて、なかなか厳しいという話は聞いたということですか。

○蛭田公二郎委員 私が……

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 暫時休憩をします。

（午前11時13分）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 再開します。

（午前11時15分）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 意見が出尽くしたようですので、採決してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成少数ですね。不採択となります。

では、陳情第8号の審査を終わります。

◎陳情第12号 生活保護の生活扶助について「級地」を廃止する意見書を国に提出することを求める陳情

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、陳情第12号 生活保護の生活扶助について「級地」を廃止する意見書を国に提出することを求める陳情について審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第12号について、ご意見、討論などございましたら、お願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほど、陳情者の小林さんからご説明があつて、また、資料も配られたところですが、この表、生活扶助費ですね、生活保護の皆さんには生活保護費、住宅扶助、医療費その他あるのですが、これは先ほど配られたのは、生活扶助費、基本的な月額ですよ。例として出された方のところで、8万160円、本市の場合には、3級地の2ですから、6万4,780円、この差が1万5,000円ぐらいというような差なんですね。

基本的に、大体、これくらい、1万5,000円ぐらい差があるんですよ。そのほかに、住

宅扶助費でいうと、千葉市の1の2と、2級と、それから大網の3の2と比べると5,000円ぐらい違うんですよ。

例えば、駅の向こうに行くと、もう土気ですよ。例えば、私が、次男坊が今、土気に住んでいるんですけども、何か、私の年で、今、夫婦2人で住んでいるんですけども、生活保護になったという場合に、では、土気に行きましょうといった場合に、生活扶助費で1万5,000円ぐらい違う、それから、住宅扶助で5,000円ぐらいあって、2万円ぐらい違うんですよ。これだけの差が果たしてあるんだらうかというのは、この陳情の中にありますように、今、例えば、買い物するのも、イオンやベイシア、トップマート、ハヤシ、こういう、言ってみれば、大手の全国にたくさんできている中で、本当にそんなに物を買うのに違いがあるのかということなんです。今、もう世界も日本もグローバル化している中で、30年間も見直しができなかったというのは、何かというと、これは、厚生労働省も、基準となるデータが、自治体別にはなかなか明確なものがないということから、今、来年に向けて、平成30年に向けて、今、6つのランクを見直しをしようというふうになっているんですけども、なかなか難航していると。

先週もこの委員会があったようですよ。しかし、どういう地域でどれだけの金額が必要か、なかなか難航しているという話も聞いています。やはり、矛盾だらけですよ。そういう中で、例えば、今、合併、都市の合併がありますよね。合併した場合には、合併したところの一番上のところのランクが級地される。だから、東京都の中で、千代田区、小笠原が合併すると、千代田区になって、ランクの一番低いところが、1の1の一番上に行っちゃうわけですよ。

そうすると、さっきの1万5,000円のもっと上になる違いが出るんですけどもね。現実には、そういうことがたくさん起きているわけですよ。だから、そういう点では、もうそういうランクづけをやめろということなんです。もともと、ずっと6ランクじゃなくて、最初できたときは3ランクから、昭和25年ですか、今の生活保護法ができたときは、3ランクから、そこから5ランクになったり、また6ランクになったり、いろいろもう、7回ぐらい変わっているわけですよ。しかし、この間、ずっと30年も変わっていない。やっぱり、なかなか今の時代に即していない、もう廃止すべきだというのがこの陳情の趣旨だと思うんですけども、私はそういう陳情の趣旨に賛成をしたいということです。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかにございますか。

小金井委員。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 級地の問題は、本当に国も、ここに書いてあるように、現在、厚生労働省では、生活保護の見直しを実施中です。級地については、約30年ぶりに見直されるということですとうたっておりますよね。これ、言っているから、私が。言っていますよね。これというのは、級地というのは、結局、市町村ごとに変えるとか、そういうことではないと思うんですよ。これはもう、全体的に、全国の自治体を全部、級地を見直す、今、事務的なこともやっているわけでしょう、内容的には。

これ、かなりな、事務労力がかかると思うんですけれども、でありますから、これを改めて、どうのこうの国がやっていることでもありますから、社会保障審議会ですか、の部会も検討しているようなので、そこら辺はきちんと国の動向を見るしかないと思います。

以上です。

○蛭田公二郎委員 一言で。

見直して、先ほど言いましたように、全国消費実態調査という調査表があつて、それをもとに、いろいろデータ整理なんかしているようなんですけれども、見直した結果、どうも、見直しのデータが十分じゃなくて、今とさほど変わらないというふうになったらどうなのかと。これは、極めて、大体、今まで30年間も見直しがなくて、不当にも、お隣千葉市に比べて、3つもランクが下に大綱があると。3の2の下は、3の3はないわけですからね、こういうところに甘んじて、変えろ変えろと言っているのに変わらなかったと。

結局、検討した結果、今のようなランクづけが余り変わらなかったということのないようにするためには、私たちはこの3の2から3の1に上げろとかいうことじゃなくて、今の時代に合わせれば、もうランクづけ自体廃止すべきだと、こういうことのほうが、極めて時代に即していると思うんですね。

これを、3の2を3の1に変えろとか、そういうものではないんじゃないかと。今は本当に甘んじている3の2と、隣の千葉の1の2と比べて、何でこんなに違うんだと。ここを、本当にこの不満を解消しろというのは市民の願いですけれども、それを解決するためには、もうそういうランクづけをやめろというのが、一番正しい解決の方法だということを改めて申し上げたいと思います。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思

います。

では、陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成少数ですね。

したがって、不採択となります。

以上で、陳情第12号の審査を終わります。

◎陳情第14号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書を政府に提出することを求める陳情

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 次に、陳情第14号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書を政府に提出することを求める陳情について、審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

陳情第14号について、ご意見、討論などございましたら、お願いします。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 私もこの件につきましては、2月議会、9月議会と質問をさせていただいております。このたび、年金の受給資格改正法が昨年11月に改正されまして、25年から10年に短縮されまして、今まで年金をいただけなかった方が、10年、15年、20年、24年11カ月でいただけることになりました。全国で64万人でしょうかね。本市においては、370人が対象になりまして、このたび、8月に施行されて、この10月からまずは100名、第1回目には100名の方がいただけることになったと。これは大きな、画期的なことではないかなと。私のもとにも、本当にありがとうございますという電話もありました。

こういうところから、政府は手がけておりますので、さらに、マクロ経済スライド撤廃、また、最低年金の実施することとかございますけれども、やはりこういった時代において、やはり賃金だったり、物価だったりを見てみますと、やはり、これは個人的な問題になってくるのかなと。

最終的には、現役で働いているうちに、しっかりと、やはり老後のことは、貯蓄を個人はしていかなければならない、そういったことを重きに置きながら、やはり将来を見つめていかなければならないのではないかなと、私はこのように思っておりますので、今、この25年から10年に短縮されたことに、画期的に政府が進めてくれたということは、大きな流

れになっているのではないかなど。

それ以上に、さらにということは、国の動向を注視しながら、見ていかなければならないのではないかなど、私は思っておりますけれども、その点について私はそう思います。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今、10年でももらえるようになったということで、これは非常に大きなことだと思えますよね。ただ、10年に対してどのくらいもらえるかという、月に1万6,000円しかもらえない。今、全国平均すると、満額積み立てしても、平均してもらっているのが、国民年金で5万円ぐらいしかもらっていないんですよ、たしか、5万1,000円とか。非常に少ない年金であるわけです。

そういう中で、ちょうど去年の今ごろ、年金法案が国会で、臨時国会で通りましたけれども、あのときも、結局、今までは物価が上がれば、年金も上がるというふうにしていたのが、物価と年金両方見て、物価が上がっても、賃金が下がれば下がりますよという、今までにない仕組みをつくったり、今、全体として、国は医療、介護、年金、社会保障の自然増を何とか抑えると。当然、高齢化になれば、そういう社会保障の額が多くなるわけですから、医療費も来年2パーセント引き下げるとか、そういう、医療も介護もそうやってどんどん下げているわけで、年金は本当に相次いでいますよね。

マクロ経済スライドで、結局実質0.9パーセント、向こう30年間、これは国民年金も厚生年金も共済年金も全部、実質的には下げ続けるということになりますよね。そういうことをずっとやってきている中で、今の低い年金水準で本当に生活できるかということなんです。

この最低保障年金を実現することということがこの陳情の項目になってはいますが、先進国で、公的年金制度がある中で、この最低保障年金が確立されていないのは、先進国では日本だけだと言われてはいますよね。そういう点でも、年金積み立てどれだけしているかということではなくて、やっぱり一定の年齢になれば、誰でも、老後の生活をするだけの必要な年金を受給すると、こういう最低保障年金の実現というのは、これは必要なことだと思います。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかにございますか。

小金井委員。

○副委員長（小金井 勉副委員長） マクロ経済スライドについては、ちょっと微妙なところ

もありますけれども、この最低保障年金、ちょっとこれ、私は現実的に、これが実行されたら、さまざまな賛否両論あると思うんですけれども、これは現実から、本当にすごく厳しい内容ではないかと。これは、何年か前に民主党が打ち上げた、内容をつくったものなんですけれども、一律7万円とか何かって、そんなあれでしょう。

あれはでも、現実的にどうかかと、やっぱりかけている人と支払っていない人、その内容というのは、蛭田さんのおっしゃる意味もわかりますけれども、これは現実的に厳しいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 これは全ての人にと、それはどういう意味のことなんです。かけている人も、かけていない人もという意味ですか。

○蛭田公二郎委員 はい。そういうこと。

○秋葉好美委員 私は大変厳しいと思います。その辺は、私はよくわからないんですけれども、矛盾があるんじゃないかなと思います。

○蛭田公二郎委員 まさかこんなことはといっても、例えば、今、日本では現実的には考えられないかもしれない。例えば医療費なんかも、もうヨーロッパなんかでは、会計窓口がない。もう無料なんです。そういう、今の日本からしたら考えられないかもしれないけれども、やっぱり年金なんかも、誰でも一定の水準の年金をもらえると。これは、大体先進国ではどこでも確認されているようなので、すごく今の日本の現実から考えると難しいよとか言うかもしれないけれども、それはやっぱり今の国の予算を、誰のためにどのように使うかということで、例えば、イージスアショアが、今日テレビでやっていましたけれども、あれ、1,000億円、アメリカの言い値で2台買うって言っていたでしょう。ああいうような無駄使いを省けば、それはそういう、社会保障の充実のところに充てられればと思いますよね。

○堀本孝雄委員 消費税のあれが出ているので、あれですけれども。

○秋葉好美委員 やっぱり、働き手も少ない、もらう人が多い、そういう帳尻がないので、その辺が今、日本にとっては少子高齢化が一番の問題ではないかなと思いますので、これが一長一短というように、では次、次というようなわけにはいかないように私は思いますけれども。それが一番の問題ではないかなと。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、意見は出尽くしたようでございますので、採決に移

りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、陳情第14号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成少数。

したがって、不採択となります。

では、ここで5分休憩を、暫時休憩です。

(午前11時33分)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 再開いたします。

(午前11時40分)

◎議案第3号 平成29年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、議案の付託審査をしたいと思います。

第3号ですね、平成29年度大網白里市後期高齢者医療特別会計補正予算について、議題といたします。

市民課を入室させてください。

(市民課 入室)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 市民課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続いて、議案第3号の説明をお願いいたします。

○小川丈夫市民課長 改めまして、市民課でございます。出席職員の紹介をさせていただきます。

山本副課長でございます。

○山本敬行市民課副課長 山本です。よろしくお願いします。

○小川丈夫市民課長 国保年金班長の飯倉副主幹でございます。

○飯倉正人市民課副主幹兼国保年金班長 飯倉です。よろしくお願いします。

○小川丈夫市民課長 私、課長の小川でございます。よろしくお願いします。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、本案につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合納付金を284万3,000円増額しようとするものでございます。

これは、平成28年度保険料の清算を行うためでございます。本清算は毎年行っているものでございます。

財源といたしましては、一般会計繰入金130万7,000円、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金から153万6,000円をかけようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 議案について、皆さん、ご質問があれば、お願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、質問がないようでございますので、退席して結構です。

（市民課 退室）

◎議案第 4号 平成29年度大網白里市介護保険特別会計補正予算

◎議案第10号 大網白里市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、議案第4号 平成29年度大網白里市介護保険特別会計補正予算、議案第10号 大網白里市老人福祉センターの指定管理者の指定について、議題といたします。

高齢者支援課を入室させてください。

（高齢者支援課 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 高齢者支援課の課長さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号及び議案第10号の説明をお願いいたします。

○町山繁雄高齢者支援課長 それでは、職員のほうを紹介させていただきます。

皆さんから向かって左からですけれども、地域包括支援センターの岡澤でございます。副主幹でございます。

○岡澤祥子高齢者支援課副主幹 よろしく申し上げます。

○町山繁雄高齢者支援課長 右が副課長の大塚です。

○大塚隆一高齢者支援課副課長 大塚です。

○町山繁雄高齢者支援課長 高齢者支援班長の戸田です。

○戸田久子高齢者支援課主査兼高齢者支援班長 戸田です。よろしく申し上げます。

○町山繁雄高齢者支援課長 介護保険班長の鈴木です。

○鈴木理一高齢者支援課主査兼介護班長 よろしく申し上げます。

○町山繁雄高齢者支援課長 私が課長の町山です。よろしく申し上げます。

それでは、今回、付託されました議案についてご説明させていただきます。

全員協議会資料の概要のほうをごらんいただきたいと思います。

概要の2ページになります。

議案第4号、介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の予算に615万6,000円を追加し、予算総額を42億4,716万6,000円にしようとするものでございます。

概要としましては、平成30年4月からの法改正に対応するため、介護保険システムと事業所台帳システムの改修費615万6,000円を計上しようとするものでございます。システム改修の主な内容としましては、介護報酬の改定が一つです。2番目に、更新認定有効期間の上限の延長ということで、現在、認定を受けた場合に、認定期間が上限として24カ月でございましたが、ケースによって、上限が、これが36カ月に延びるというものでございます。

3番目としましては、介護保険適用除外施設における住所取得への見直しということで、例えば、本市には、救護施設があるんですけれども、これが適用除外施設に該当いたします。救護施設に入った方が、介護施設に移った場合なんですけれども、今までは、介護費に係る給付については、救護施設のある保険者、本市のほうで給付してまいりましたが、4月からは救護施設ですので、生活保護を受けているわけなんですけれども、そちらの住

所地の自治体が保険者となる予定でございます。

4番目としまして、ケアマネジャーに対する指導権限の移譲ということで、居宅支援事業所、ケアマネ事業所ですけれども、こちらが市内に21カ所ございます。こちらの指定が来年度から県から市のほうへ移譲されるというものに係る改修でございます。

財源につきましては、資料の総括表の2ページになりますけれども、補正予算総括表の2ページに記載してありますけれども、国庫補助金が98万円と、それから、一般会計の事務費繰入金517万6,000円でございます。

議案第4号については以上です。

続きまして、議案第10号なんですけれども、資料は全員協議会の資料を。では、議案第10号の大網白里市老人福祉センターの指定管理者の指定について説明させていただきます。

老人福祉センターの指定管理期間は平成30年3月31日をもって満了ということに伴い、同年4月1日以降、5年間の指定管理者として、市社会福祉協議会を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

老人福祉センターの指定管理につきましては、平成20年4月から2期、10年間ですけれども、市社会福祉協議会を指定してまいりました。今回の募集に対しましても、応募のほうは市の社会福祉協議会1法人でしたが、選定委員会におきまして、基準点数を上回りましたので、市社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 委員の皆さん、ご意見ありますか。

（「特にございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、高齢者支援課の皆さん、ご苦労さまでした。

（高齢者支援課 退室）

◎議案第7号 平成29年度大網白里市病院事業会計補正予算

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 次に、議案第7号 平成29年度大網白里市病院事業会計補正予算について、議題といたします。

大網病院を入室させてください。

（大網病院 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 大網病院の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願い

いいいたします。

時間の関係もありますので簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第7号の説明をお願いいたします。

○酒井 総国保大網病院事務長 それでは、職員を紹介させていただきます。

副事務長の古川でございます。

○古川正樹国保大網病院副事務長兼管理班長 古川です。よろしくお願いいたします。

○酒井 総国保大網病院事務長 事務長の酒井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号、病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

資料のほうですと、12月補正予算案の概要の5ページの一番下のほうに記載してございます。債務負担行為の設定でございます。

空調機器保守点検業務でございますが、これは毎年実施しておりまして、翌年度当初から直ちに業務を開始する必要があるため、限度額515万2,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

保守点検の主な内容でございますけれども、冷温水発生装置2台の冷房、暖房の切りかえ作業、冷却等の点検、それから、冷却水の管理、水質検査、ファンコイル4器とパッケージエアコンなどの点検、フィルターの交換や清掃、そういったものが内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 委員の皆さん、ご意見は。

小金井委員。

○副委員長（小金井 勉副委員長） この議案に対して異議はないんですけれども、ちょっと内容的に、この保守点検の業務、これ、業者選定とか、今までどんな、これは毎年やっていることでしょうかから、メーカーの方が随意契約みたいなのでやっているのか、そこら辺の業者について、説明をお願いします。

○酒井 総国保大網病院事務長 業者選定につきましては、一般競争入札をっております。

今、委員のほうからお話がありましたとおり、冷温水器という特殊なものですので、実際には、メーカーの専門のスタッフが来て、点検自体は実施しますけれども、その他の簡易な、今、申し上げましたフィルターの交換ですとか、清掃とかというものもございませ

で、県内の業者の入札で落札しているという状況でございます。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 入札で何社ぐらい参加業者があるのか教えてください。

○酒井 総国保大網病院事務長 昨年度ですと、4社参加しています。

○副委員長（小金井 勉副委員長） ちなみに、何パーセントぐらいで落札していますか。

○酒井 総国保大網病院事務長 29年度の落札率は59.35パーセントです。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 59.35パーセントとおっしゃいましたけれども、それは前年度とか、そういうのに比べて、それは低い水準とか、高いとか、そういうのを、過去3年ぐらいでどういう流れですか。わかりましたら、教えてください。

○酒井 総国保大網病院事務長 27年度で、率で申し上げますと、54.80パーセント、28年度が66.63パーセントでございます。

○副委員長（小金井 勉副委員長） 低いのはよろしいかと思うんですけれども、随分、四十何パーセントと六十何パーセントでは、15パーセントとか20パーセント弱ぐらいの差があるんですけども、その差額というのは、大した数字じゃないと言ったら申しわけないんですけども、ないかもしれないんですけども、いずれにしても、4社あるわけですから、ある程度内容的には、公平な入札が行われたと思うんですけれども、ただ、低いということとは、結局、そこに対しての積算、見積もりも、役所自体が高いのかなと思うんだよね。これだけ、四十何パーセントでできるということは、半分でできるということだから、そこら辺を見直して、そういう、3年間でそういう数字、データがあるんだから、やっぱり役所自体の見積もり、積算をきちんともう少し精査したほうがよろしいんじゃないかと私は思いますけれども、意見として申し上げます。

以上です。

○酒井 総国保大網病院事務長 今、ご意見いただきまして、実は平成29年度の前年度の債務負担行為を設定させていただいたときは、723万2,000円でございます。今回、515万2,000円ということで、その落札率ですとか、そういうことも踏まえて、減額はさせていただいております。それに際しては、業者から見積もりを、何社かとっているんですけども、そういう、今、ご指摘の点も踏まえて、改善は必要でございますけれども、また、入札の結果を見て、さらに改善はやりたいと思っております。

○堀本孝雄委員 予算ということですから、ちょっとお聞きしたいんですけども、午後の診療とか始まって、やりましたけれども、今の輪番制の救急医療の体制というのは、責任を果たしていると、それはもう順調に行ってますか、というのは、この二、三年の救急医療

は、なかなか大網病院が受け入れられないで、ほかに行ったという人が大分聞くんですけども、今のところどうですか、その辺の、輪番制も救急やられて、二次救急のほうは責任を全うしていますか。

○酒井 総国保大網病院事務長 二次救急のときは、当番制でございますので、当然、態勢を整えて、行っておりますので、重篤な患者等でうちで受けられない者を除きましては、あとは既に救急を受けちゃっているとか、そういうことがなければ、基本的には、受け入れるような体制づくりをしております。

○堀本孝雄委員 重篤ではなくて、みんな九十九里病院のほうに行ったと。大網病院が、2件はちょっと受けられないということで。だから、輪番制はもちろん、その輪番制の担当であれば、大網病院も受け入れられるんだろうけれども、九十九里病院に3件のうち2件だったのかな、大網病院に断られて行ったという話を聞いていますけれども、その辺の態勢は整っているのかなというのは。

じゃ、今のところ、そういう輪番制については、ちゃんと責任を全うしているということですね。

○酒井 総国保大網病院事務長 基本的には、そういう態勢をとってやっておりますので、あと、九十九里病院は、救急自体の態勢はかなり強化されていまして、かなりの割合で九十九里病院が受けているというのが実態でございます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、意見が出尽くしたようでございますので、どうぞ、退席してください。

（大網病院 退室）

◎取りまとめ

○委員長（加藤岡美佐子委員長） では、各議案について、取りまとめに入りたいと思います。はじめに、議案第3号に対するご意見、討論などございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成総員ですね。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号について、ご意見、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、第4号に対する意見などありませんので、次に、第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成総員です。

議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について、ご意見及び討論などございませんか。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 先ほど小金井委員が言ったように、やはり病院事業なので、しっかりとこの辺を踏まえながらやらなければならないかと思います。入札のパーセンテージなんかも、よくよく検討しながら、やっていただきたいなと思っております。

そういった意味では、先ほどのパーセンテージ、減額とかいろいろございましたので、そういうものを勘案しながら、ぜひともやっていただきたいなと要望いたします。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、次に、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成総員ですね。

議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号について、ご意見、討論ございますか。

(「特にございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ございませんようですので、次に、議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 賛成総員ですね。

では、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された請願及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（加藤岡美佐子委員長） その他ですが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） なければ、以上で協議事項とその他と終了したいと思います。

◎閉会

○副委員長（小金井 勉副委員長） 皆様、お疲れさまでございました。以上をもちまして、文教福祉常任委員会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後 0時04分）